



令和4年5月

公益社団法人 滋賀労働基準協会

〒520-0806

大津市打出浜13番15号 笹川ビル4F

Tel(077)522-1786

Fax(077)522-1453

<https://shigarouki.or.jp/>

## 本部が主催する 技能講習・特別教育・その他告示等による教育

### 令和4年5月1日より 申し込み方法を一部変更します

先月お届けしました「滋賀労基4月号」同封チラシにおいてご案内の通り、令和4年5月より、当協会(本部)が主催する講習につきましては、下記のとおり申し込み方法を一部変更させていただきます。恐れ入りますが変更内容をご確認のうえ、ご対応をお願い申し上げます。



開講日程や会場の変更、臨時講習の開講、受付状況など、  
最新の情報はホームページをぜひご覧ください。

#### 1. 講習の開講日程公開について

令和4年度の年間開講予定につきましては、会員事業場様に毎月送付の「滋賀労基」の2月号・別冊にて、ご案内済みですが、ホームページ上での日程公開を今までのように四半期(3ヶ月)ごとではなく、**令和5年3月開講分までをまとめて一度に掲載**しました。※但し、講習ごとに受付開始日を新たに設定します。

#### 2. 受講申込開始日について

実施月の2ヶ月前の月初(1日)より受講申込み開始に変更します。

(例) 9月7日開講「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」の場合…7月1日(金)から受付開始

※但し1日が土日祝日にあたる場合や、一部講習については、受付開始日が前後する場合があります。

令和4年 7月開講分 | 5月9日(月)より受付開始

#### 3. 講習会申し込み予約システムの廃止

技能講習受講申込書に貼付する証明写真や、添付書類(運転免許証の写し等)、受講資格の事業者証明等の準備に時間が必要な方のために「講習会申し込み予約」を受付していましたが、令和4年5月1日より講習会申し込み予約システム(メールフォームでの送信、予約連絡書のFAX送信とも)を廃止させていただきます。ご不便をおかけいたしますが何卒ご了承ください。

#### 4. 「技能講習の受講申込書」の受付について

FAXや電話での受付は不可、郵送または窓口持参での受講申込書(原本)提出をもって正式な受付とさせていただきます。今後につきましても、受講申込書の原本提出をお願いしますが、証明写真の貼付や添付書類の用意がすぐに難しい等の事情がある場合に限り、受講申込書のFAX送信でも受付を可能に変更します。※但し、講習実施の1週間前までに、必ず受講申込書の原本を郵送または窓口へ持参ください。(原本の提出がない場合は、受講をお断りすることがあります)

※「特別教育・告示等講習会共通申込書」は従来どおり、FAX送信で受講申し込みを受付いたします。

※技能講習以外であっても、「建築物石綿含有建材調査者講習」「局所排気装置定期自主検査者研修」については、受講資格欄に「事業者証明」が必要なため、原本提出が必要です。